

一般財団法人富山陸上競技協会登録規定

(目的)

第1条 定款細則第20条第2項に基づき、登録に関する細部を規定する。

(登録の種別)

第2条 本協会への登録は、審判員登録と競技者登録の2種別とする。

(審判員登録)

第3条 審判員は、本協会の資格審査を経て審判員資格を取得する。

- 2 審判員は、いずれかの郡市陸協に登録されたものとする。
- 3 郡市陸協は登録審判員を掌握し、毎年度12月末までに名簿を本協会に提出する。
- 4 審判員は、富山陸上競技協会公認審判登録料(別表1)を毎年度12月末までに郡市陸協をとおして本協会に収める。
- 5 審判員は、本協会または加盟団体の要請に応じて、各競技会の審判業務を遂行する。
- 6 審判員は、年1回の審判講習会に参加し、その資質向上に努める。

別表1 (富山陸上競技協会公認審判登録料)

審判種別	金額
S級	6,000円
A級	4,000円
B級	2,500円

※日本陸連登録料1,000円を含む

(競技者登録)

第4条 競技者は、日本陸連及び本協会に登録する。

- 2 競技者登録の区分は、一般、学生、高校生、中学生とする。
- 3 一般競技者の登録は下記の二つの方法による。
 - (1) 団体登録：5名以上で組織された団体に所属しておこなう登録。この団体を「加入団体」という。プログラム等の所属表記は加入団体名とする。
 - (2) 個人登録：個人(5名未満の団体は個人として扱う)でおこなう登録。プログラム等の所属表記は「富山陸協」に統一する。
- 4 前項の団体登録をする加入団体の名称は、法人格を持たない個人名及び商品名、反社会的なもの、政治・宗教・主義主張に関するもの、公序良俗に反するもの、競技運営上支障があるもの、その他本協会が適当でないと考えるものは使用できない。
- 5 学生・高校生・中学生競技者の登録は、人数にかかわらず各学校の単位を加入団体とし、日本陸連登録規定を適用する。
- 6 一般、学生については同一年度内において、二つ以上の加入団体に登録することはできない。高校生、中学生に関しては、通学している学校とそれ以外の加入団体の両方に登録することが出来る。ただし、同一の競技会(全国大会まで通して)への出場は、い

ずれか一方の所属に限るものとする。

7 競技者は、競技者登録料等（別表2）を毎年度登録申請後、直ちに本協会に納める。登録費の納入をもって登録手続きの完了とする。登録料は、団体登録の場合は加入団体をとおして、個人登録の場合は直接納入する。登録申請については、別に要項を定める。

8 競技者ナンバーカードの管理は、一般、学生においては本協会が、中学、高校については加盟団体が行う。

別表2

競技者登録料(2021年度より)

競技者区分	内訳				合計金額
	競技者登録料		ナンバー カード代	通信費	
	富山陸協	日本陸連			
一般	2,000円	1,000円	300円	200円	3,500円
審判登録者	500円	不用	300円	200円	1,000円
学生	※2		300円	200円	500円
高校生(定通含む)	1,000円	500円	300円	—	1,800円
中学生	200円	500円	300円	—	1,000円
※1	200円	500円	—	—	700円
マスターズ ※3	1,000円	1,000円	—	—	2,000円
※1	本協会が主催する競技会(県選手権、富山カップ等)に参加しないもの				
※2	学生の競技者登録料は各地区学連に納入する				
※3	マスターズ登録のために必要なもの。審判または一般競技者登録を行っている者は不要。本協会が主催する競技会に参加する者は一般競技者登録を行う。				

中学生・高校生の二重登録料

◎中学生競技者が学校を通じた登録以外のクラブチームなどから富山県選手権および富山カップに参加する場合は別途登録料(日本陸連登録料:1,000円、県登録料:200円、アスリートビブス代:300円、計1,500円)が必要。

◎高校生競技者が学校を通じた登録以外のクラブチームなどから高体連主催大会以外の大会に出場する場合は別途登録料(日本陸連登録料:1,000円、県登録料:1,000円、アスリートビブス代:300円、計2,300円)が必要。

(登録の期間)

第5条 審判員及び競技者の登録期間は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 前項に関わらず当該年度の登録申請の受付は毎年3月上旬から12月末日までとする。

(代表出場権)

第6条 審判員及び競技者は、本協会及び所属加盟団体、加入団体以外のものを代表して競技会に参加することはできない。但し勤務先、出身学校を代表するとき、ならびに本協会

が是認したときはこの限りでない。

(競技会参加の是認要件)

第7条 審判員及び競技者の参加を是認する大会は、次の条件を満たしているものとする。

- (1) 日本陸連及び本協会規約に従うこと。
- (2) 公認競技場で開催され、且つ日本陸連寄付行為細則第6条の要件を充たすものであること。
- (3) 本協会が特に是認した大会であること。

附則

本規定は平成25年4月1日から施行する。

本規定は平成30年4月1日一部改正

本規定は令和3年4月1日一部改正

本規定は令和4年5月21日一部改正